

# 資料 9 - 1

基本協定書案に係る条項の修正（事務局案）

- ・ 第14条に関する条項の修正
- ・ 第16条に関する条項の修正
- ・ 別表に関する文言等の修正

平成22年7月26日

第9回生駒市病院事業推進委員会

基本協定書案に係る第14条に関する条項の修正（事務局案）

第14条中見出し「(再委託の禁止)」を「(第三者への業務委託)」に改める。

**(第三者への業務委託)**

第14条 乙は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲と協議し了承を得なければならない。

2 前項の規定により、乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

基本協定書案に係る第16条に関する条項の修正（事務局案）

第16条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前2項に規定する場合において、甲は、乙が速やかに適切な措置をとらないときは、患者又はその他の者に対し、誠意をもって対応するよう、乙を指導するものとする。

基本協定書案に係る別表に関する文言等の修正（事務局案）

別表（第 33 条関係）

リスク負担区分表

項目	内容	リスク分担	
		甲	乙
債務不履行	甲が協定内容を不履行	○	
	乙が業務又は協定内容を不履行		○
運営費の上昇	乙側の要因による運営費用の増大		○
	甲側の要因による運営費用の増大	○	
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加	両者の協議	
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○
診療報酬の改定	収入・支出の増減		○
書類の誤り	甲が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等乙が提案した内容の誤りによるもの		○
住民対応	乙が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		○
情報の安全管理	乙の責に帰すべき事由による個人情報への漏洩や犯罪発生等		○
要求水準の未達成	協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加等		○
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減		○
施設・設備・備品（医療機器、什器備品等）の管理	維持管理		○
	施設・設備の改良・改修	○	
	施設・設備の修繕		○
	乙の管理上における瑕疵及び乙の責に帰すべき事由による施設・設備の損傷		○
	上記以外による施設・設備の損傷	両者の協議	
	備品の整備・更新		○
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	医療事故等		○
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において、周辺住民等第三者の生活環境を阻害し、損害を与えた場合		○
	甲側の要因により、病院事業の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○	
	上記以外の場合	両者の協議	
事業終了時の費用	指定期間の満了及び期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○
不可抗力	自然災害（地震、台風など）、暴風雨による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	両者の協議	